

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 個人情報保護の基礎理論に関する研究—情報プライバシー権の日米比較—
申請者 : 村上康二郎
審査委員会 : 主査 教授 林 紘一郎
副査 客員教授 苗村 憲司
副査 平野 晋 (中央大学総合政策学部教授)
副査 准教授 石井 夏生利

I. 論文内容の要旨

本論文は、まずプライバシー権を、①情報に関するもの、②自律に関するもの、③領域に関するものに3分し、①の部分をもさらに伝統的プライバシー権と現代的プライバシー権に2分する。その上で、主として現代的プライバシー権について、日米それぞれの理論状況を俯瞰し、その基礎理論を探ろうとする。方法論的には、アメリカの「法と経済学」が頻繁に援用する財産権理論の、わが国への適応可能性を論じている。

論文の構成は、序章の問題提起に続いて、アメリカにおけるプライバシー権に関する議論状況（第1部）、わが国におけるプライバシー権に関する議論状況（第2部）、個人情報保護の基礎理論に関する考察（第3部）と続き、終章でまとめられている。全体で300ページに近い大著である。

II. 論文審査結果の要旨

1. 個人情報保護法が全面施行されてから4年半を経ても、情報漏洩事故は無くなるどころか、減少の傾向も見られない。その間メディアの執拗な追求もあって、企業や官庁は神経質に過ぎるほどの「安全管理策」に追われている。これは法の予定した状況とはいえないが、かといって法を改正すれば解決するとの見通しもない。本来なら、「そもそも個人情報とは何か」といった原理論が必要なはずなのに、そうした分析はほとんどない。このような中で著者が、個人情報に対して財産権理論が適用できるか、という原点に帰った議論を提起したことは、格別の価値があり、また「情報学」のテーマにふさわしいものである。
2. 本論文の方法論は、法学には珍しく「仮説を立てて検証していく」という自然科学に近いもので、それを狭義の法学ではなく、「法と経済学」というわが国では必ずしも普遍的とは言えないアプローチによって、解決しようとしている。したがって、先例の

ない独自の道を歩まざるを得ず、ともすれば従来の法学とは不連続な、客観性の乏しい記述に終わりかねない。しかし、論争を挑んだともいえる第3部以降の論理展開も、財産権理論の長所と短所を比較衡量して、断定を避けた客観的記述に努めている。このような姿勢は、法学者の態度として、望ましいものといえよう。経済学ではよく見られる、「どんな問題でも解ける」といった自意識過剰は、嫌われるからである。

3. その論拠を歴史的に分析した、本論文の前半の記述も、現象を正確に捉え引用文献を深く読み込み、正確に理解した上で展開されている。また、先行研究の主要なものは網羅しており、分析力も確かで、法学者としての並々ならぬ力量を示している。「法と経済学」に関心の強い審査担当者のもとより、必ずしもそれに与しない担当者からも、その点の評価は高い。また自己情報コントロール権説等、著者が賛同しがたいとする諸説に対する批判も、抑制の効いた論調を維持している。以上の諸点から、本論文は「情報学」の学位にふさわしいものと判断した。
4. しかし、今回扱ったテーマは「個人情報保護の基礎理論」という雄大なものであり、「情報法とは何か」という全体像を論ずることにも通ずるものである。従って、著者の力量を持ってしても、なお残された課題は多い。例えば、人格権対財産権という2分法も、有体物に関する分析の蓄積が大半であって、無体財に関する議論は緒についたばかりである。また、客観的かつ抑制的な論述であるがために、無体財について財産権理論を突き詰めた場合に、いかなる帰結に至るかについても、聞きたいところである。著者は本論文の到達点に満足することなく、本テーマを含めた情報法の諸問題について、さらに精進されることを期待したい。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、2009年7月27日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行ない、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。